

みんなで防ごう！ 障がい者虐待

～ だれもが安心して暮らせる西原町をつくりましょう ～

障がい者の尊厳を守るための法律です。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日から施行されます。西原町では、障がい者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、障害者虐待防止センターを設置し、チームで地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化に努めていきます。

虐待が疑われるときは、すみやかに通報してください。

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのではと疑われるときは、一人で抱え込まず「西原町障害者虐待防止センター(下記参照)」に通報してください。

【障がい者って?】

障がい者とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

【障がい者虐待って?】

障がい者虐待とは①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいいます。

【虐待にはどんなものがあるの?】

障がい者虐待には①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任(ネグレクト)、⑤経済的虐待があります。

【お問い合わせ】

西原町障害者虐待防止センター(福祉部介護支援課内) 住所: 西原町字嘉手苅 112 ☎945-5013
地域生活支援センター Enjoy 住所: 浦添市前田 1004-9 ☎877-0552
ピアサポートセンター ほと 住所: 浦添市仲間 1-1-2(福祉プラザ内) ☎879-7565



高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

高齢者のインフルエンザ予防接種費用の助成を、下記のとおり実施します。

- ☆対象者: ①65歳以上の高齢者
②60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器に重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳1級程度)

☆実施期間: 平成24年10月1日～平成25年2月28日

☆接種医療機関: 指定医療機関での接種となります。

中部地区医師会・南部地区医師会・浦添市医師会加盟等医療機関、
沖縄病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立中部病院、
那覇市立病院、琉球大学附属病院



※ 那覇市内の医療機関でも接種ができる場合があります。ご希望の方は、医療機関または福祉部健康推進課までお問い合わせください。

☆自己負担額: 1,000円

※ 指定医療機関以外で接種した場合、全額自己負担になります。

※ 生活保護世帯の方は、自己負担が免除になります。接種を受ける際は医療機関へ被保護証明書を提示してください。

☆接種時の注意: 医療機関への予約が必要です。

インフルエンザ予防接種の通知書と健康手帳(緑色や赤色の手帳)、健康保険証を持参してください(健康手帳をお持ちでない方は、福祉部健康推進課の窓口で交付を行っています)。

インフルエンザ予防接種の予診票は、医療機関にご確認ください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791 (内線 157~161)

防災 局地的な大雨に注意

局地的な大雨は、積乱雲によって発生します。一つ一つの積乱雲は、高さ十数km、水平方向の広がり数は数kmから十数kmの大きさで、寿命は1時間程度です。積乱雲によって急に強い雨が降ると、雨水が低い場所へ一気に流れ込むため、短時間の雨でも重大な災害が発生することがあります。

河川や河川に近い低地では、局地的な大雨に注意が必要です。沖縄でもたびたび、河川の急な増水で人が流されたり、川岸に取り残されるなどして救助される事故も起こっています。発達した積乱雲が近づく兆しがある場合は、安全な場所へ避難しましょう。

急な大雨から身を守るために次のことに心がけましょう。

(1) こんなときは要注意！すぐに水辺から離れましょう。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。 ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。 ・大粒の雨や「ひょう」が降りだす。

(2) 天気予報や気象情報で、大雨の危険を確認しましょう。

- ・「大気の状態が不安定」や「落雷や突風、急な強い雨に注意」のような予報となっている場合は、水辺でのレジャーは十分に注意しましょう。
- ・外出前や外出先では、携帯電話サービスなどを利用して、常に最新の気象情報を確認しましょう。

(3) 早めの避難が大切です。

- ・自ら空や川の様子を観察し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。
- ・急に河川が増水することから、橋の下に避難することは危険です。
- ・雷注意報が発表されたら、川遊びの計画を中止する勇気も大切です。

お問い合わせ 沖縄気象台業務課 ☎098-833-4283

高齢者の虐待を防ぐために

高齢者の人権を守り、虐待を防止するために「高齢者虐待防止法」が平成18年に施行されました。しかし虐待の件数は年々増加しています。沖縄県では平成23年度に138件が報告されており、本町においても相談件数は年々増加しています。

虐待の原因に影響があったと思われることとして、主に次のようなことがあります。

- ① 高齢者本人と虐待している人のこれまでの人間関係
- ② 介護疲れ
- ③ 高齢者本人の認知症による言動の混乱
- ④ 経済的に困っている

【虐待の内容】

身体的虐待… たたく、殴る、蹴る、ベッドに縛り付けたりする等

心理的虐待… ののしる、怒鳴る、子ども扱いする等

性的虐待… 懲罰的に下半身を裸にして放置する等

経済的虐待… 本人の不動産、年金等を本人の意思・利益に反して使用する等

介護・世話の放棄・放任… 栄養失調、脱水状態にある事を放置する等



高齢者の虐待は、介護給付等サービスを利用して介護をしている方の負担を軽くする、認知症の高齢者の対応について相談するなど、独りで悩みを抱え込まないことが大切です。

また、地域の方々もご近所さんの困っている様子や気になる状況を発見したら、ぜひご相談ください。

相談・お問い合わせ 福祉部介護支援課 ☎945-5013 / 地域包括支援センター ☎882-0117